

【届出_根拠規範】 13_東京都江東区_1_18

○江東区保育所等における保育に関する規則

平成10年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定に基づく保育所における保育、同条第2項の規定に基づく保育を必要とする児童に対し必要な保育を確保するための措置及び同条第3項の規定に基づく保育所等の利用の調整等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平19規則74・平21規則69・平22規則42・平26規則54・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)において使用する用語の例による。

(平26規則54・追加)

(委任意務)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、法第24条の規定による保育所への入所措置等に関する権限を、江東区の福祉に関する事務所設置条例(昭和40年3月江東区条例第5号)に規定する福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)に委任する。

(平19規則74・平21規則1・平22規則42・一部改正、平26規則54・旧第2条繰下・一部改正)

(備付書類)

第4条 福祉事務所長は、保育児童台帳(別記第1号様式)を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

(平19規則74・平22規則42・平23規則48・一部改正、平26規則54・旧

第3条繰下)

(保育所等における保育の利用の申込み)

第5条 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者(同法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。)は、法第24条第1項に規定する保育所における保育又は同条第2項に規定する認定こども園若しくは家庭的保育事業等による保育の利用を希望するときは、保育所等利用申込書(別記第2号様式)に必要な書類を添えて、福祉事務所長に申し込まなければならない。

(平26規則54・全改)

(保育所等の利用の調整)

第6条 福祉事務所長は、前条の申込みを受けたときは、法第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)の利用の調整を行い、保育所等における保育の利用の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による保育所等の利用の調整は、福祉事務所長が別に定める利用指数(以下「利用指数」という。)に基づき、利用調整会議における審議後利用指数の高い者から順次決定する方法により行うものとする。

3 福祉事務所長は、前2項の規定による保育所等の利用の調整を行ったときは、その結果について利用調整結果通知書(別記第3号様式)により、前条の規定による申込みを行った保護者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

(平26規則54・追加)

(保育所等における保育の決定及び利用の要請)

第7条 福祉事務所長は、前条の規定により、保育所における保育の利用を決定したときは、保育所の長(以下「保育所長」という。)には保育児童台帳の写しにより、申込者には保育所利用承認兼保育料決定通知書(別記第4号様式)により通知しなければならない。